



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 0 3 号 の 2

平成23年(2011年)9月12日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康総務課)	1
規 則			
金沢市公印規則等の一部を改正する規則 (文書法制課)	1		

## 規 則

金沢市公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第49号

金沢市公印規則等の一部を改正する規則

(金沢市公印規則の一部改正)

第1条 金沢市公印規則(昭和50年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表工の表医療証用市長印の項及びオの表医療証用市長職務代理人印の項を削る。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2福祉健康局の表福祉健康局共通事項の項第5号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

(金沢市市民センター等設置規則の一部改正)

第3条 金沢市市民センター等設置規則(平成13年規則第104号)の一部を次のように改正する。

第4条第16号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第4条 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条の表中	ケ 乳幼児、高齢者等の医療費助成に関する事項	を
--------	------------------------	---

ケ 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項	に改める。
------------------------	-------

第9条第2項の表中	医療助成グループ	1 乳幼児、高齢者等の医療費助成に関する事項	を
-----------	----------	------------------------	---

医療助成グループ	1 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項	に改める。
----------	------------------------	-------

### 附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第50号

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条中「乳幼児の」を「小児の」に、「乳幼児医療証」を「小児医療証」に改める。

第5条第1項中「乳幼児に」を「小児に」に、「乳幼児医療費助成金支給申請書」を「小児医療費助成金支給申請書」に改め、同条第3項中「乳幼児に」を「小児に」に、「乳幼児医療証」を「小児医療証」に改める。

第6条中「乳幼児医療証又は」を「小児医療証又は」に、「乳幼児医療証等」を「小児医療証等」に改める。

第7条中「乳幼児医療証等」を「小児医療証等」に改める。

様式第2号中「乳幼児医療証」を「小児医療証」に、「乳幼児」を「小児」に改める。

様式第3号中「乳幼児医療費助成金支給申請書」を「小児医療費助成金支給申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「乳幼児氏名」を「小児氏名」に、「乳幼児医療費助成の」を「小児医療費助成の」に改める。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、

保険種類	国保・政管・組合・日雇・船員・共済	を
保険種類		に

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に効力を有する乳幼児医療証（同年4月1日にその効力を失うものに限る。）の交付を受けている保護者で、この規則の施行の日に子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）による医療費の助成を受けることができるものは、同日に、改正後の子育て支援医療費助成に関する条例施行規則第3条の規定により申請書を提出したものとみなす。

平成23年(2011年)9月12日	印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)9月12日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄